

郡山市在住外国人との共生ネットワーク構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市が、郡山市在住外国人との共生ネットワーク構築業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 事業の目的 在住外国人並びに行政及び関係機関が在住外国人の課題及びニーズを共有する会議を開催することで、それぞれが連携しながら課題及びニーズに沿った具体的な施策・事業に繋げるとともに、全ての市民が安心して暮らせる環境づくり、そして選ばれる都市・郡山を目指すことを目的とする。
- (2) 業務名 郡山市在住外国人との共生ネットワーク構築業務委託
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和8年2月13日（金）まで
- (5) 提案上限金額 ￥2,050,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 国税及び郡山市税を滞納している者でないこと。
- (6) 別紙仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること、及び本市の指示に柔軟に対応できること。

3 スケジュール

公告	令和7年7月8日（火）
質問受付締切	令和7年7月22日（火）午後5時15分（必着）
質問回答	令和7年7月24日（木）
申込書等受付締切	令和7年7月28日（月）午後5時15分（必着）
資格審査結果通知	令和7年8月4日（月）（予定）
書面審査	令和7年8月4日（月）から8月6日（水）まで（予定）
結果通知	令和7年8月8日（金）（予定）
見積徴収及び契約締結	令和7年8月中旬（予定）

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年7月22日（火）午後5時15分（必着）
- (2) 提出方法：電子メールのみ。送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。
- (3) 回答日：令和7年7月24日（木）
- (4) 回答方法：郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）

5 参加申込書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式第2号）

イ 事業者概要（様式第3号）

ウ 業務実績表（様式第4号）

※同種、同類の業務経験（日本語教育など多文化共生に関する施策を含む）に該当する業務実績を記載すること。

※当該業務実績表は、企画提案書、参考見積書と併せ審査の評価対象として扱う。

エ 企画提案書（任意様式）

（ア） 提案は、1社につき1案とする。

（イ） 提出部数は、6部（正本1部、副本5部）とする。なお、副本は事業者名を黒塗りとすること。また、正本のPDFデータを格納したCD-Rなどのメディアを提出すること。

（ウ） 項目は、表紙、目次、本編、業務実施体制、業務スケジュールで構成することとし、本編に仕様書「6業務の内容」の具体的な企画内容等を記載すること。

（エ） 業務実施体制（任意様式）

本業務を受託するにあたっての業務責任者、各メンバーの本業務における役割等を記載すること。

（オ） 業務スケジュール（任意様式）

令和7年8月中旬に契約を締結するものと想定し、委託期間中の業務スケジ

ュール案を記載すること。

(カ) 書類サイズは原則 A 4 版とするが、必要に応じて A 3 版（折り込むようにすること。）も可とする。

(キ) ページ数は、表紙、目次を除き、20 ページ（両面印刷で 10 枚）を上限とする。

(ク) 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

オ 参考見積書（任意様式）

本業務の経費について、業務内容及び人件費等の積算根拠（内訳等）がわかるように見積金額とその内訳書を記載すること。

カ 履歴事項全部証明書（法人のみ）

※発行日から 3 か月以内に最新の登録事項を確認できるもの。

キ 納税証明書

国税：様式その 3 の 3（法人）又は様式その 3 の 2（個人）

市税：直近 1 年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）

ク 委任状（様式第 5 号）

※支店、営業所等で申請を行う場合のみ提出を必要とする。

ケ 共同企業体の結成に係る協定書の写し（共同企業体のみ）

(2) 提出期限：令和 7 年 7 月 28 日（月）午後 5 時 15 分（必着）

(3) 提出方法：郵送又は持参にてダイバーシティ推進課に提出

※郵送の場合、書留等の発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。

6 審査方法

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を全て満たす者か審査する。結果については、令和 7 年 8 月 4 日（月）までに電子メールにより通知する。

(2) 書面審査、ヒアリング

実施期間：令和 7 年 8 月 4 日（月）～令和 7 年 8 月 6 日（水）（予定）

提出された企画提案書等について書面審査を実施し、最も優れている企画提案者を決定する。この際、必要に応じ、ヒアリングを実施できるものとする。なお、プレゼンテーションは行わない。

7 選定基準

提出された提案書等について、下記の事項に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

(1) 業務実施体制（10 点）

(2) 業務実績（10 点）

- (3) 提案内容の的確性（25点）
- (4) 提案内容の独創性（10点）
- (5) 提案内容の実現性（10点）
- (6) 参考見積（15点）
- (7) 業務方針、方法の的確性（10点）
- (8) 提案に対する意欲（10点）

※評価点満点の50%未満の場合は不採用とし、再度公募を行うものとする。次順位者においても、同様の取り扱いとする。

※提案参加者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により、発注者が求める目的に沿ったものであると判断した場合は、その者との契約に何ら支障が無いものとする。

※評価点の最も高い者が複数いた場合、(3)～(5)の提案内容の点数が最も高い者を契約候補者とする。

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

9 契約条件

- (1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- (2) 契約候補者の特定から契約締結までに「8 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 契約保証金については、郡山市契約規則第8条第1項第5号の規定により免除とする。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 支払いについては、発注者は、全ての業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。

10 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所西庁舎3階

郡山市市民部ダイバーシティ推進課多文化共生推進係

電話番号 024-924-3351

E-mail tabunkakyousei@city.koriyama.lg.jp

11 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却せず、著作権は申請者に帰属する。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、申請者の負担とする。
- (5) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。